

令和 4 年 6 月 15 日

## **こども基本法の成立に対する歓迎声明 子どもの権利に関する施策の推進に関する要望**

こども基本法の成立を求める PT

私たちこども基本法の成立を求める PT は、こども基本法の成立を含む以下の 4 つの要望をかけた、活動してきました。

- 1.こども基本法の成立
- 2.こども基本法・子どもの権利条約の周知と実現
- 3.こども基本法に基づいた各施策の見直し、こどもの意見表明と施策への反映
- 4.こどもコミッショナーの設置

この度、第 208 国会でのこども基本法の成立を歓迎するとともに、わが国において全ての子どもの基本的人権の保障、権利・利益の実現のために充実した施策が推進されることを要望いたします。

令和 4 年 6 月 15 日

## こども基本法の成立に際しての声明

こども基本法の成立を求める PT

まず誰よりも、この法律の対象となった日本の子ども若者のみなさんに、こども基本法が大切な法律であることをお知らせしたいと思います。

とくにコロナ禍の中で、子どもや若者の意見を丁寧に聞く大人もいれば、そうでない大人に残念な思いをすることもあったのではないのでしょうか。

こども基本法は、みなさんの意見や権利を尊重し、子どもと大人でともに考え進むことで、より良い国・社会となっていくための大切な法律です。

私たちはこども基本法の成立を求めて活動してきました。

その理由は次のとおりです。

日本では、子どもに関する法律は多くありますが、子どもに関わるあらゆる場面で、子どもの権利が守られるべきと定めた基本の法律がありませんでした。

これまで、子どもたち自身のための法律や政策は後回しにされ、子どもたちが守られず、声や意見も聞かれず、権利が尊重されにくい社会になっていました。

こうした事態を改善し、子どもの視点に立った政策を推進するために、私たちは子どもの包括的な権利や国の基本方針を定めた「こども基本法」が不可欠と考え、政府および政党に対し要望活動を続けてきました。

第 208 国会で成立したこども基本法は、子どもの権利条約に定める 4 つの一般原則（生命・生存及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重、差別の禁止）が規定されるとともに、国や国民全体で子どもの権利を実現し、そのための政策も充実していくための、意義ある法律です。

こども基本法の成立に歓迎の意を表します。

国・地方自治体の責務とともに事業主・国民の努力、「こども施策」を総合的に推進するための「こども大綱」、「こども施策」に対する子どもの意見の反映、こども基本法および児童の権利条約に関する内容の周知、「こども施策」の充実及び財政上の措置等も規定されており、わが国における、全ての子どもの基本的人権の保障、権利・利益の実現のために充実した施策が推進されることを期待いたします。

あわせて今国会で、子どもの権利に関する法案をご提出いただき、真剣に質疑をかわし、わが国における子どもの権利・利益の実現を強く訴えていただいた全ての国会議員のみならず、これまで日本において子どもの権利の実現にむけご尽力いただいた全ての関係者に心から感謝申し上げます。

こども基本法の成立・施行から、わが国の子どもの権利・利益の実現は本当のスタートラインに立ちます。

みなさまとともに私たちも、全ての子どもたちの権利、そして最善の利益の実現のために努力を続けていくことを誓います。

最後に子ども若者のみなさんに、大人の私たちから、お願いがあります。

こども基本法は、この国や社会を、子ども若者にとって、もっと良くしていくための法律です。そのために、みなさんの声や意見、みなさん自身の権利を尊重し実現し、より幸せな日々を送ることができるように、共に考え進んでいくための法律でもあります。

この法律をきっかけに、より多くの大人たちが、みなさんの意見を聞いたり、どうすればより良い状況になるのか一緒に考えたり行動していくことになります。

日本では子ども若者の意見を大切にしたり、一緒に考え行動することに、大人があまり慣れていません。でも、こども基本法の成立により、たくさんの大人たちが挑戦をはじめます。

みなさんが意見を言ったり、自分や友達、ご家族の声を届けてくださったり、共に考え行動する機会や場面が増えていきます。強制ではありません、みなさんの意思を大切にします。

みなさん自身や友達、ご家族がより幸せな生活を過ごすために、大人と一緒に考えたり行動しても良いなと思ってくださる方が、この国この社会をより良くしていく仲間として、私たちと一緒に進んでくださることを楽しみにしています。

## 子どもの権利に関する施策の推進に関する要望

こども基本法の成立を求める PT

こども基本法の成立を受け、子どもの権利に関する施策の推進に関し、全ての子どもの基本的人権の保障、権利・利益の実現のために充実した施策が推進されることを要望いたします。

### 1. 子どもおよび保護者・教員等子どもに関わる大人、国民一般に対する こども基本法・子どもの権利条約の周知と実現

こども基本法第 15 条に「国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする」とあります。

とくに子どもおよび保護者・教員等、子どもに関わる大人への周知が急がれます。

大人だけでなく、子どもも自分の権利を知ること、いじめや友達のことなどで、相談しやすくなり、子ども一人ひとりが、自分らしく生きやすくなります。

子どもの権利への理解を深め、あらゆる場面で、子どもの権利が守られるように、以下のことを要望します。

#### (1) 成長発達に合わせたこども基本法の周知

幼児期から子どもの権利を知ることが大切です。

また全ての子どもが対象となる義務教育段階で、子どもたちに、こども基本法および児童の権利に関する条約を周知し、自分自身が権利の主体であり、守られる権利、愛される権利や意見を表明する権利、参画する権利があることを学ぶことが、子どもの権利の実現の基盤となります。

子どもたちが成長発達に合わせ、こども基本法、子どもの権利について学ぶ機会を設けることを要望します。

#### (2) 保護者・教員等子どもに関わる大人への周知

保護者（里親、児童養護施設の指導員等を含む）に対しては、児童虐待防止法に定める虐待の禁止、児童福祉法に定める体罰の禁止と合わせ、子どもの権利について学ぶ機会を、母子手帳や母子保健、産前産後の支援を通じて伝えることが大切です。

また保護者自身が子育てについて悩むときの相談窓口だけでなく、相談の仕方について学ぶ機会を設けるなど、保護者を支える体制のいっそうの拡充も必要です。

教員や保育士、ボランティア等、子どもに関わる職・立場の大人に対しても、子どもの権利を周知し、研修体制を充実し、子どもの権利や子どもの意見を尊重する方法などについて、それぞれの現場での取り組みを進めることが重要です。

子どもに関わる職・ボランティアから、子どもの権利に関する研修を導入し、理念と実践を丁寧につなげることが、子どもを守り最善の利益を実現するために必要です。

### **(3)国民一般への子どもの権利の周知**

政府広報等によって子どもの権利の周知をお願いいたします。たとえば、こどもの日のある5月を「こどもの権利月間」とし、集中的な発信や啓発イベントを行うなどの取り組みも必要です。

## **2.こども基本法に基づいた子ども施策関連施策の充実、 子どもの意見表明と施策への反映**

あらゆる場面で子どもの権利を保障するために、国や地方の行政機関では、子どもの問題の解決や政策立案において、さまざまな年齢や環境下の子どもの意見を聴き、子どもの視点に立った政策推進が求められます。

2016年改正児童福祉法には「子どもの権利」が明記され、子どもが権利の主体であるということが明確にうたわれていますが、他の分野ではまだまだ子どもの権利が位置づけられていません。

そのため、こども基本法に基づき、子どもの最善の利益を最優先に考え、省庁横断的に、子どもに関するあらゆる施策を充実していくことをお願いいたします。

その際、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、各行政機関において環境整備を求めます。

### **(1) 国・地方における政策に対する子ども等の意見の反映のための速やかな体制整備**

- ・こども家庭庁だけでなく文科省・内閣府・法務省・総務省等あらゆる省庁が推進する政策において子どもは重要なステークホルダーであり、子どもの意見の反映のための速やかな体制整備の推進が必要。
- ・「こども施策」については保護者・子どもに関する支援を行う民間団体等の意見の反映の体制の整備も必要。
- ・校則や部活動など、これまで子どもの人権侵害が多く報告されてきた課題については、文部科学省・教育委員会が指針を整備し、学校で児童生徒が意見表明し、学校・教員・保護者等が意見を尊重し、改善する仕組みの整備をすみやかに進めること。

## **(2)全ての子どもの健やかな成長及び発達を支える基盤的政策の抜本的拡充**

- ・ 出産・医療の無償化
- ・ 保育のユニバーサル化（子どもの権利を尊重しどの子にも開かれたみんなの保育園に）
- ・ 児童手当や衣食住・ライフライン支援など、子ども自身の生存権を支える公助の拡充
- ・ 教育の無償化
- ・ 子どもの権利たる養育費の支払い義務化

## **(3)子どもの安全安心を支える政策の迅速な整備**

- ・ 子どもに関わる学校・園・居場所等での子どもの安全指針（セーフガーディング指針）の導入・整備
- ・ 子どもを性犯罪者から守る日本版 DBS の早期整備
- ・ 学校内外での居場所整備で、子どもたちが安心して相談したり、支援につながりやすい体制整備を（ユースクリニック、ユースセンター、学校内の居場所カフェ等の政府・自治体事業化による設置の促進等）

## **(4)全ての子どもの学ぶ権利の実現**

- ・ 不登校の子どもたちも自分にあった形で学ぶことのできる権利の実現（不登校特例校の拡大、オンライン学習の履修認定基準の整備等）
- ・ 高校を中退・卒業し、高校後の教育機会、高等教育機会にアクセスしていない若者たちが、学ぶことができるよう、相談体制の整備、進学支援や教育の無償化等の拡充

## **3.子どもの権利・利益の擁護のための取り組みの整備・拡大**

日本には、子どもの権利保障に特化した国レベルの独立した子どもの権利擁護機関（いわゆるこどもコミッショナー）は存在せず、こども基本法においてもその規定は見送られました。

子どもは自らがその権利侵害を訴えることが難しく、弱い立場にあるため、子どもがアクセスしやすく、子どもの意見を聞き、司法・立法・行政それぞれに届ける機関や仕組みが必要です。

子ども自身の権利・利益を守り、より良く実現するために、政府として取り組みを進めていただくことをお願いいたします。

こども家庭庁だけでなく関連省庁・自治体等での子どもの権利・利益を擁護する仕組みの充実や検証を進めながら、より良い体制整備を進めること、高い専門性と子どもの権利の理解を持つ専門家の確保・育成、子どもの権利の擁護・推進のために必要な法制度の改善の提案や勧告をする仕組みの検討などの取り組みを、政府として進めていただくことを

お願い申し上げます。